

その統計データ、本当に「個人情報ではない」と言えますか？ 統計データ作成サービスと個人情報保護法

複数の事業者からデータを集約し、市場動向、利用実態、業界統計、AI学習用データ、マーケティング・リサーチ等に活用する統計データ作成サービスが広がっています。他方で、氏名等を削除したデータであっても、提供元において容易照合性が認められる場合には個人データとして扱われ、第三者提供、委託、委託先監督、独自利用禁止、複数委託元データの混合・名寄せ、少数セルによる再識別リスクなど、個人情報保護法上の重要論点が生じます。さらに、令和8年4月7日閣議決定の個人情報保護法改正法案では、「統計作成等」の概念が新設され、統計作成等目的での第三者提供特例、委託先への直接規律など、実務対応に大きな影響を与える制度が導入される予定です。本ウェビナーでは、統計データ作成サービスについて、現行法下で安全に設計するための委託構成と、改正法施行後に検討すべき統計作成等特例の使い分けを、個人情報保護法、ガイドライン、Q&A、改正法案の条文に即して、実務で使える形に整理して解説します。

スケジュール

◆ 日時 2026年6月5日(金) 13:00~14:30 (ZoomによるWEBセミナー)

◆ 主催 弁護士法人三宅法律事務所

◆ 参加費 無料

◆ 講師 弁護士 渡邊雅之 (弁護士法人三宅法律事務所 パートナー)

◆ プログラム

1. 統計データ作成サービスの典型構造と個人情報保護法上の論点
2. マスキング済みデータ・匿名化データと「提供元基準」の考え方
3. 現行法下の基本対応——本人同意原則、第三者提供、委託構成
4. 委託構成の実務対応——独自利用禁止、委託先監督、契約・仕様書の整備
5. 複数委託元データの混合・名寄せとFAQ Q7-37・Q7-43の実務上の意味
6. 成果物の提供と再識別リスク——統計情報、少数セル、出力管理
7. 令和8年改正法案のポイント——統計作成等、30条の2、30条の3の概要
8. 現行法対応と改正法対応の使い分け——委託構成か、統計作成等特例か
9. 契約書・公表文・社内チェックリストで整備すべき実務対応
10. 質疑応答

※ 本セミナーのLIVE配信は、Zoomを利用します。

講師プロフィール

◆弁護士 渡邊雅之(弁護士法人三宅法律事務所 パートナー)

個人情報保護法、データ利活用、金融・決済分野のコンプライアンス、AML/CFT、社内規程整備を中心に扱う。個人情報保護法の改正動向、データ分析・統計作成サービス、委託先管理、第三者提供、要配慮個人情報、AI・データビジネスに関する実務対応について、企業への助言・研修・執筆を行っている。

お申し込みのご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらのURLよりお申し込みください。

👉 (ZoomによるWEBセミナーとなります。)

👉 <https://miyakemail-jp.prm-ssl.jp/toukei.html>

👉 申込期日: **6月2日(火)まで**にお申し込みください。

【お申し込みの流れ】

- (1) お申し込み後、セミナー前日までに登録メールが届きますので、ご登録をお願いします。
- (2) 登録後、セミナー受講URLが届きます。
- (3) セミナー当日、(2)の受講URLよりセミナー受講画面にお進みください。

※登録メールはmiyakenews@miyakemail.jpより、受講URLはno-reply@zoom.usからお送りしますので、受信できるよう事前にご準備お願いいたします。

こちらのアドレスは配信専用です。

※セミナーのURLがメールが届きますので、ご視聴予定のデバイスで閲覧可能なメールアドレスでご登録することをお勧めします。

※直前のリマインドメールはございませんので、当日まで保存をお願いいたします。

お問い合わせ先

弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所

TEL 03-5288-1021(代表)(担当:井田、松原、堀口)

※恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

※ご入力いただく個人情報につきましては、セミナー運営管理・弊所業務のご案内のみに利用させていただきます。**弊事務所担当者から営業のお電話をすることがあります。**

ご希望されない場合は事前にご連絡ください。

詳細は弊事務所ホームページ(<http://www.miyake.gr.jp/>)記載の「プライバシーポリシー」をお読みください。